

平成29年第4回定例会
新冠町議会会議録
第2日（平成29年12月15日）

◎議事日程（第2日）

「開議宣告」

「議事日程の報告」

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第 46号	平成29年度新冠町一般会計補正予算
日程第 4	議案第 47号	平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 5	議案第 48号	平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第 6	議案第 49号	平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第 7	議案第 50号	平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 8	議案第 51号	平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第 9	議案第 52号	平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第10	発議第 9号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について
日程第11	発議第 10号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書の提出について
日程第12	発議第 11号	介護保険制度の見直しを求める意見書の提出について
日程第13	会議案第11号	閉会中の継続調査について（3常任委員会）
日程第14	会議案第12号	閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

「閉議宣告」

「閉会宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副 町 長	中村 義弘 君
教 育 長	山本 政嗣 君
会 計 管 理 者	堤 秀文 君
総 務 課 長	坂本 隆二 君
町 民 生 活 課 長	坂東 桂治 君
税 務 課 長	佐藤 正秀 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 賢 寧 君
建 設 水 道 課 長	関口 英一 君
産 業 課 長	島田 和義 君
企 画 課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課長	湊 昌行 君
診 療 所 事 務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	本間 浩之 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
農業委員会事務局局長	田村 一晃 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

佐渡健能君

議会事務局係長

浜口雅史君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただ今から、平成29年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 但野 裕之 議員 1番 須崎 栄子 議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第2 一般質問を行います。通告の順に従い、発言をお願いいたします。長浜 謙太郎議員の「診療所における外来患者の確保と指定管理者制度について」の発言を許可いたします。長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い「診療所における外来患者の確保と指定管理者制度について」の一般質問をいたします。先日の平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計決算状況の概要と、患者数動向には入院病床を完全に休止してから初めての会計年度1年間を過ごした中で、予想を上回る影響が出たことと、外来患者数が激減の一途をたどり、その下げ止まりの目途も立たないこと、診療所の指名、役割、必要性について緊迫した文面で記載されておりました。患者数減少の要因は、人口そのものの絶対数が減少する中で、至極当然のことと考えられ当町は隣町の医療機関へ容易にアクセスできるコミュニティーバスを運行させており、より利用者のニーズに寄り添っていると実感しております。医療機関へ接続するコミュニティーバスをやめ、外来患者を町内に囲い込みすれば利用者減に歯止めがかけられるかもしれませんが、それは余りに不親切であり、利用者目線に立っているとは思えません。また、保健福祉課が熱心に取り組んでいる出前講座を受講するなどして町民の健康志向が強まり、そのことが病気を未然に防ぐことに繋がり、町民の健康の維持推進に大きく寄与し結果として診療所を利用する必要がなくなっていることも大きく功を奏していると思います。利用者が数ある選択肢の中から当町の診療所を選ぶようにするためには、

現状のように近隣医療機関と同じフィールドの上で並ぶこととなると、どうしても限界があると感じます。そこで、利用者増のための思い切った選択として、現場スタッフの全体の勤務時間を変えない形で診療時間の幅を広げ、よりその存在価値を際立たせることで利用者の増加が見込まれるのではないかと考えます。すぐに実行できること、現状での最善を尽くす取り組みとしてより外来機能に特化した診療所体制を構築し、訪問診療の積極実施、かかりつけ医としての啓蒙啓発などソフト面での強化を行うことと、長期的展望に立ち時間をかけて行うもの、20年、30年先を見据えた取り組みとして一般会計繰入金に頼らない、少しでもその金額を減らす、将来に負担を先送りすることない経営状態の良好な診療所運営に向けても取り組んでいく必要があると考えます。真に地域に必要とされる診療所としてその存在意義をより明確に示す必要がある中、診療所における外来患者の確保と指定管理者制度について2点お伺いいたします。1 囲い込みではない外来患者数の確保のため、診療時間に関して近隣との差別化を図り、日中を休診としてでも早朝診療や夜間診療を実施しては。2 経営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入する考えは。以上につきまして、見解を伺いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員ご質問の、診療所における外来患者の確保と指定管理者制度についてお答えいたします。1点目の囲い込みではない外来患者数の確保のため、診療時間に関して近隣との差別化を図り、日中を休診としてでも早朝診療や夜間診療を実施してはどうかのご質問でございますが、以前病院時代から診療所の時代に向け、約12年間程夜間診療を毎週木曜日の午後診療を延長して実施しておりましたが、医師の退職が続いたことや患者数の減少傾向もあり、やむなく夜間診療を中止した経過がございます。しかし、真に町民が安心して暮らせる新冠町のまちづくりを考える時、医療は欠かすことのできない生活基盤の要であり、病床再開や救急患者の年中無休の受け入れ再開ではなく、町民の方々が気楽に受診できるかかりつけ医として町民ニーズに即した特別な医療環境の充実を検討、提供することにおいては、議員のご指摘の点について、十分必要性が高い方策であるものと私も考えておりますので、国保診療所において検討してまいりますが、医師や看護師、医療技術者などの確保問題も含めその他解決すべき諸問題も重なっている時期でもありますことから、慎重に決断をしたいとも考えておりますので、いましばらく検討の時間をいただきたいと存じます。次に、経営の効率化を図るため指定管理者制度を導入する考えはあるかのご質問についてであります。指定管理者の導入に係る協議はこれまで具体的に行っておりません。その主な理由といたしまして、僻地医療を経営するにあたりある程度の不採算になることはやむを得ないと考えておりますので、民間経営による経営の徹底した効率化健康診断等の受け入れ縮小など、心配や途中撤退の懸念が払拭できなかったことから、その時にできる医療サービスを維持するための最善の努力を続けながら今日まで町立で経営してまいりました。現時点においても、診療所の経営は公的責任で行うべきであると私は考えており、当面は導入する考えはございませんのでご

理解をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 長浜議員、再質問ございませんか。はい、長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 答弁ありがとうございました。白老町は、財政シミュレーションにより外来機能に特化することで経費を縮減できると試算し、公設民営化から指定管理者制度導入へと方針転換したとの記事を昨日拝見したところであります。指定管理者制度を例に挙げさせていただきましたが、この形にこだわらず他にも地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、民間譲渡、サテライトクリニック等あらゆる経営形態での診療所運営が可能性として考えられると思います。状況の推移によっては、理事者、有識者、現場スタッフはもちろんのこと診療所を利用する人、しない人、全ての町民から無作為に抽出し診療所のあるべき姿について、今後どのような形で運営するのが望ましいのかを一丸となって考えるようなことを検討してはどうでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。現在、私は有床化を進めようとしてございます。そういった中で、医師、看護師等スタッフの確保や、色々な諸問題に向かって進めようとしているところでございます。そういう問題の解決した暁には、今議員がおっしゃられたようなことも進めていかなければならない1つの方策かとも思っておりますので、まずは、今自分のしようとしていることに専念したいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（芳住革二君） 長浜議員、再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、長浜議員の一般質問を終わります。次に、秋山三津男議員の袋小路の解消についての発言を許可いたします。秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 議長の許可がございましたので、通告に従って質問します。袋小路の解消についてお聞きします。町内には行き止まりの路地が東町、北星町等にあります。このことは、緊急車両の通過等を考えたとき安心安全な生活という面で、袋小路の解消を要すると考えます。地震、火災等が発生した場合、避難時に行き場がなくなる等生命に関わることも考えられます。住民を守るためには、地震時等で出入り口近くの家屋が火事になった場合行き場が無くなり、住宅密集地区等で通り抜けできないなど避難が困難になりますので早期な路地整備が必要になってくるのではと私は考えます。北星町、他の地域等にも行き止まりの路地はありますが、例えば、私の住んでいる団地近くには行き止まりで通り抜けできない道路が2本あり、近くの住民の方はよく間違っ入ってくる車があるのでそのうち事故が起きるのではと心配もしてる方もおります。地域社会において、生活道路、防災用避難道路、消防活用道路の一つとして通り抜けできないような路地の解消を図る環境整備をする必要があるのではないかと思います。町長防災の点からも行き止まり解消のための路地整備が必要と思うのです。この点をどのような所見を持っているのでしょうか。また、北星町、地域住宅街の一部は道路幅が狭く、行き止まりの道路、十字路が多い故に車同士の接触事故を見かけたこともあります。北星町の道路網拡幅等に検討はどのよ

うにされているのでしょうか。具体的にお聞きして、通告での質問とします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 秋山三津男議員ご質問の袋小路の解消についてお答えいたします。ご質問のありました、町内に行き止まりの町道が東町、北星町等にあり、防災対策も含めた道路網の整備につきましては、検討が必要であることは認識しておりますが、新冠市街地区間の日高自動車道厚賀静内道路事業のルートがまだ公表されていないことから、市街地道路整備計画については、現時点では具体的にお示しすることができませんのでご理解願いたいと思います。公表後は、質問にもありました防災交通安全なども踏まえて検討してまいります。全てを一度に整備することは不可能でありますし、事業化にあたってはある程度の計画期間及び事業期間を要することも含めまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、回転帯も設けられるような場合は、順次改善に向け取り進めたいとも考えておりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（芳住革二君） 秋山議員、再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、秋山議員の一般質問を終わります。次に、氏家良美議員買い物弱者対策の現状と今後の取り組みについての発言を許可いたします。氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、買い物弱者対策の現状と今後の取り組みについてを質問いたします。6月の一般質問において、買い物弱者対策について質問いたしましたが、早期に問題解決に向けて対策を協議検討していくという答弁をいただいたと思います。今後、買い物弱者対策を進める上で、現在の状況の把握、分析が必要であり、その結果をもとにした今後の方針についても町民が知りたいことであると考えますので、3点伺います。1点目。現状の把握として、現在スーパーを早期に整備してほしいという声はどの程度あるのでしょうか。また、新冠町において買い物弱者というのは、車を持たない高齢者の方が中心であると考えますが、町長はそこに手を差し伸べる必要があると考えていると私は認識しております。そこで、買い物に不便を感じている方への聞き取りを行い、どの程度、どんなことに買い物に困難であると感じているのかの状況を把握することが必要であると考えますが、実施する考えはありますでしょうか。2点目。町政懇談会でも説明がありました民間出店の話ですが、その話が町としてどの程度具体的に進んでいるのかを情報として持っているかは分かりませんし、現段階では具体的な事業者の説明はなく、詳細な出店内容もわからない状態ではありますが、町としては民間出店の予定がある事業者から要請があれば、町内事業者か町外業者かにかかわらずサポートしていく考えはあるのでしょうか。さらに、早期に買い物弱者対策を進めたいとする町長の政策を検討するためにも、出店予定事業者が特定できているのであれば協力できることがないのか聞き取りをし、対応が可能かどうかの検討をする必要があると思いますが、その考えはあるのでしょうか。3点目。現時点において、具体的な出店の話が見えてこない中では、生鮮食品のスーパーの誘致には時間がかかると考えますし、慎重に進める必要があると考えます。その空白の時間を埋めるため、

買い物弱者の現状の分析をした上で必要であると判断が出た場合には、早期にできる買い物弱者対策を進めていくことが必要であると考えます。まずは、町長も対策の一例として挙げておりました移動店舗の導入、買い物ツアーの仕組みづくりの検討を進めることが必要であると考えますが、その考えはあるのでしょうか。以上、町長の見解をお伺いします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員ご質問の、買い物弱者対策の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。ご質問の1点目につきましては、町が運営補助する高齢者買い物支援サービス事業らしくにいかっぶの運営方法や、町における今後の買い物支援対策の参考とするため、本年8月に保健福祉課で町内の65歳以上の高齢者1438人と、65歳未満の障害者107名を対象にした買い物支援に対するアンケート調査を実施しており、まだ精査中で詳細にわたってお知らせすることはできませんが、アンケート回答を見てみますと、食料品等の買い物に不便を感じていますかとの問いに、大変不便、少し不便と答えている方が合わせて6割弱となっておりますし、不便を感じる内容として、徒歩圏内に行きたいお店がない、車がない、車や自転車の運転がしんどくなってきた、家族の協力がないと行きたいときに買い物ができない等の声があります。こういった内容から、やはり高齢者を中心に買い物に困っている現状があるものと思っております。また、アンケート回答が正式にまとまった際には、議会にも報告させていただきますので、よろしくお願いたします。2点目につきましては、町民が生鮮食品や日用品を自ら見て選び、買うことができる環境を構築すべきと考えておりますが、町内青年有志による出店の話もありますことから、民間の方による事業展開が一番良い形と思っておりますし、しばらく推移を見守り検討してまいりたいと思っておりますのでございます。出店を予定している事業者から要請があったときの町のサポートにつきましては、助成制度では新冠町企業誘致条例に該当する場合には支援の対象となりますが、助成制度以外で相談があった場合には、事案にもよりますがサポートできる部分につきましては対応してまいりたいと考えております。また、町から協力ができないか聞き取りの必要性があるのではないかとこの部分につきましては、あくまでも民間の方による事業の取り組みを尊重したいと考えておりますので、相談は受けていきたいと思っておりますが、事業活動に対して聞き取りといった町の方から踏み込む形につきましては、慎重な対応が必要と考えておりますのでご理解を願いたいと思います。3点目につきましては、早期な買い物弱者対策の必要性があると考えておりますが、前段で申し上げましたとおり民間の方の動きがありますので、移動店舗の導入や、買い物ツアーの仕組み作りについては民間の方による出店や事業展開が見えた際に町による買い物支援対策のあり方を総合的かつ慎重に検討しなければならない課題と考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 氏家議員、再質問ございますか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） ただいまの町長の答弁で、今後アンケートの結果がまとめられるということですので、その結果を受けて検討がなされると理解いたしました。買い物弱者

対策は、現状の把握、そしてどの程度の対策が必要であるかの検討、協議がまとまらない中では買い物弱者対策がどの程度必要であるかということも含めて、中々進む話ではないと考えています。まだ、町長に就任して1年も経っていませんし、すぐに全ての公約が実現されるとは多くの町民は考えてはいないとは思いますが、町長に町民の大きな期待があることは事実です。公約実現に向けて、どの程度進んでいるのかということも多くの町民が知りたいことであり、丁寧に説明し、情報の発信をしていくことも重要であると考えます。買い物弱者対策は町長の政策の中でも大きなものであると認識がありますので、商工会と連携した中での民間出店予定事業者との協議も必要であると考えますし、町として現状の把握、町としての方針の検討は続け、その結果を随時町民に説明し、意見をもらうことが町民と行政の協働のまちづくりを進めることから必要であると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。先程も申し上げましたが、民間の方による事業展開が一番良いと考えてございまして、相談を受けている部分もございまして。町側から協議につきましては、必要な部分は相談があった場合にできる部分には対応していかねばならないと感じてございまして、しかし、民間の事業活動には中々入り込むことはやはり無理があるのではないかと感じておりますので、ご理解を申し上げます。また、町としての更新の検討、協議につきましては、必要に応じて議会と相談させていただきますし、町民の皆様にも知らせていこうと思っておりますので、重ねてご理解をお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 氏家議員、再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、氏家議員の一般質問を終わります。次に、但野裕之議員のハイセイコーフェスティバルの復活と産業まつりの開催をの発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野裕之です。議長より、発言の許可をいただきましたので通告に従い、ハイセイコーフェスティバルの復活と産業まつりの開催について質問いたします。当町の町外に発信できるイベントは、レ・コード館の事業を除いて大きなものとしては新冠ふるさと祭りしかない状況です。管内各町とも観光振興に視点を置き、町外に情報発信をしながら地域活性化やまちづくりを町、地域一体となって振興推進を行いイベントを開催しています。日高自動車道の厚賀インターチェンジも来年3月には開通し、時間的にも札幌圏がより近くなり、交通の往来も活発化し多くの集客が見込まれ、イベント開催には絶好のチャンスが到来したと推察されます。ハイセイコーフェスティバルは、レ・コード館を中心に過去3回ハイセイコー号の命日に合わせて開催され、賑わいを見せていました。ハイセイコーフェスティバルが中止に至った経緯はわかりませんが、残念ではありません。この時期はゴールデンウィーク期間中であり、新ひだか町ではさくら祭りが開催され、多くの観光客が道の駅をトイレタイム、休憩所として利用しているのが見受けられます。このゴールデンウィークの時期に、道の駅を会場としてイベントを開催しない

理由はないと断言できます。イベントを開催することで相乗効果が見込まれ、それ相応の経済効果は明らかであると思われ、町、地域の活性化が図られると確信します。一方、産業まつりは実りの秋を祝う目的で全国各地至るところで開催されています。当町では、夏の風物詩であった農業祭りがなくなり、一次産業であることを町外に発信、PRする機会を逸している状況にあります。残念でなりません。産業祭りを開催することは、当町の特産品である農畜産物、海産物を町内外に新冠町の見本市的なイメージでPR即売を実施することが可能となります。さらに、農協、漁協、商工会が連携し、町挙げてのイベントとして開催することで町、地域が一体化し、地域活性やまちづくりに反映されることとなります。秋の行楽時期は、管内各町でも農業祭り、ししゃも祭り等秋の味覚を堪能することのできるイベントが目白押しとなっております。各町のイベントや祭りの日程が重なっても、日高路は一本道なので日高路を往来する上では当町に立ち寄り、複数のイベントに足を運ぶ可能性もあり十分集客が見込めるものと思われまます。また、イベントに出店している商工業者の中にはイベントの機会を望む声もあり、出店機会が増えることは当町の疲弊した商業を活性化させる一助にもなります。このハイセイコーフェスティバルと農業祭りを開催することで、町内の観光施設にも目を向けられ足を運ぶ機会も増え、町経済、観光振興が図られるものと考えられます。町長の所見を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員ご質問の、ハイセイコーフェスティバルの復活と産業祭りの開催についてお答えいたします。まず、イベント開催に係るこれまでの経過について若干申し上げたいと思いますが、ハイセイコーフェスティバルにつきましては、我が国、競馬界に多大な貢献をしたハイセイコー号が平成12年に天寿を全うし、建立委員会の手により馬像の完成除幕式が行われる平成13年5月4日を中心に、新規イベントとしてハイセイコーフェスティバルイン新冠の開催が始まりました。町内の産業団体や婦人、青年、一般企業等団体、企業並びに新冠町及び観光協会からなる実行委員会が主催、運営したもので、ゴールデンウィーク中の5月4日と5日の2日間行われましたが、道の助成が3年間のみで全面的に財源を町に依存することが困難な状況や、時期的に春の農作業、準備等で慌しく、関係者の協力体制や出店者並びに地場産品等の確保に苦慮しながら事業展開を図ってきた中で、実行委員会として財政的な問題や諸課題を考慮し、馬像建立から始まった実行委員会の役割は初期の目的を達成することができたものと判断し、平成15年をもって終えております。また、新冠農協で行っていた農業祭り豊楽富喜市については、現地産品の即売や工夫を凝らしたアトラクション等で町内外の方々に第一次産業の町のPRを図るとともに、楽しい一時の場となっておりますが、平成27年度に行われたのを最後に以後開催されておられません。町では、過去に3第イベントとしてふるさと祭り、判官祭り、駒祭りが開催されていた時期がございましたが、平成9年にふるさと祭りと判官祭りについて、お祭りを運営される方々が仕事とのやりくりが大変、開催時期が集中しすぎる等の問題点があったことから、運営する人も、参加する人も、見る人も皆が楽しめる

大きなイベントということから、現在のいっかつふるさと祭りに統合されております。一方、この祭りにおいては、昭和51年当時若き軽種馬生産者達が馬との触れ合い機会の少ない地域住民との接点を作ること等を目的に企画され、馬文化の裾野を広げる行事と親しまれ30年近く行われていましたが、出走用の馬の確保が難しくなってきたことと併せ、実行委員会の母体となっていた軽種馬振興会青年部の部員の減少に加え、家業への専念等から運営体制に無理が生じ、平成17年から休止となっております。こういった経過もあり、現在町として大きなイベントとして挙げられるのは、ご指摘のようにいっかつふるさと祭りのみとなっておりますが、比較的大きくはないものの、観光協会でゴールデンウィークとお盆中に行っている地場産品即売会や耐寒ポーク祭りに加え、青年団体が開催しているいっかつふるさと盆踊り、商工会青年部によるイルミネーションフェスタ等の地域の方々の手による催しも様々行われ、町民の方はもとより、町外の方からも好評を博し、町の観光振興や地域の活性化の一翼を担っていただいているものと思っております。今後におきまして、これらの地域の方々によるイベントの展開、発展の推移を見たいと思っておりますし、町を挙げてのイベント開催にあたっては、やはり運営体制の問題もありますことから、事業の継続性や発展性を考えた場合、地域の方々や関係団体による開催機運の盛り上がりが必要と思っており、イベント開催の声が高まってきた場合には町としての実施体制、協力支援を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 但野議員、再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） それでは再質問いたします。平成28年度に都市農村共生・対流総合対策交付金を利用して新冠町観光振興推進協議会を設立し、競走馬文化ブランドの醸成を実現するため5カ年計画を立て、新冠町産物の高付加価値化と販路拡大、それに伴い交流人口の拡大を図ろうとしています。これは、競走馬をキーワードに観光振興を図ろうとするものです。この協議会が発足してから2年近くなりますが、蹄鉄の利用の他には真新しいものは見受けられません。これらのことを考慮するなら、ハイセイコーフェスティバルと産業祭りを開催することで協議会が目指すところの新冠町産物の高付加価値化、販路拡大、そして交流人口の拡大が図られると思われまます。まさにこの2つのイベント開催は協議会の目的達成を実現化するために必要不可欠と考えます。町長の答弁の通り運営上の諸問題に鑑みれば、イベント開催は町主導ではなく、関係団体等民意の自発的な働きのもとで開催されるべきものとの考えは十分に理解でき、そのとおりでと思います。しかし、協議会設立から5カ年計画の中、2年近く経った今、主だった計画が計画通り進められていないように感じられます。このままの流れでいくと、何の成果も残せないことも危惧されます。協議会には、町も参加していますので担当課による積極的な指導も必要かと思っております。民意の高まりと、情勢を待つ暇はなく、イベントの必要性を認めるものであれば行政も意図的に関わるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） イベントの再質問についてお答えいたします。一部重複する部分

もありますこととお許し願いたいというふうに思います。新冠町観光振興協議会は、平成28年度から農林水産省の補助を受け馬産地観光の振興を図るべく、観光協会や地域の方々により自主的に活動され、商品開発や馬産地観光の振興等誠意取り組まれているところでございます。企画課職員も構成員として参画しており、今後とも活動の充実に向け取り組んでいただけるよう助言していきたいというふうに考えているところでございます。また、イベント開催につきましては、町からの意向による開催という方法も当然あるかと思っておりますが、イベントの運営にあたっては地域の方や関係団体の協力も不可欠と考えておりますので、イベントの内容の充実や継続性を考えた場合、地域からの声の高まりが肝要と考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 但野議員、再々質問ありますか。（なしの声あり） ないようですので次に、小中一貫教育の導入をの発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 通告通り、小中一貫教育の導入をについて質問いたします。小中連携は、中学校進学時に学習のつまずきや人間関係の変化等に対応できない中一ギャップの解消に有効とされ、学校教育法の改正で地域や子供の実情に合わせてカリキュラムを柔軟に運用できるとして、2016年度から本格的に始まっています。小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育であるいわゆる小中一貫教育については、各学校の設置者による取り組みが全国的に広がっています。現在、小中一貫教育に取り組んでいる学校からは、学力の向上や中学校進学時の際に不登校やいじめが増加する中一ギャップの緩和等の成果が報告されている一方、教員の負担軽減等解消を図るべき課題も指摘されています。このような状況の中、小中一貫教育を円滑かつ効果的に整えるために、新たな学校種としての小中一貫教育を行う義務教育学校を今年4月に制度化しています。様似町では、6・3制ではなく9年間を通じた教育カリキュラムを組むことで、中学進学時に子どもが抱える不安を解消するとともに、中学の専門科目の教員が小学校の指導にも関わるなどして、学力の向上を狙うこととしています。2014年度から小中学校両校で教員研修等の準備を進め、2016年度には小学校6年生が中学校への登校をほぼ週一回、計23回実施しています。こうした中、教員は毎週特別支援教育等も含め、11教科ごとに班を作り合同研究会を開き、小中学校間で課題を共有し苦手を解消できるようにカリキュラムを組み、指導体制を強化し様似式教育の確立を目指し試行錯誤を続けています。北海道新聞の調べによりますと、北海道教育委員会は、様似町の他白老小中学校で導入され、中標津町や斜里町等7校が取り組んでいるとしています。当町は、朝日小学校の単式学級維持や、各小中学校の老朽化の問題を抱えています。このような状況下校舎改築も視野に入れた中で小中一貫教育を導入し、義務教育学校開校に向け早急に対応すべきと考えます。義務教育学校は、教員間の情報共有が進み、きめ細かい指導ができ、小中学生間の交流が自尊心感情を高める等多くのメリットがあるとされています。小中一貫教育のもと義務教育学校開校に向け、調査研究を進めるべきと

考えますが、教育長の所見を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野裕之議員からご質問いただきました、小中一貫教育の導入の見解につきましてお答えを申し上げます。小中一貫教育につきましては、ご指摘のとおり平成27年6月17日に学校教育法が改正されまして、小中学校9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫教育が制度化されましたとともに、義務教育学校が学校の種類に加えられまして、平成28年4月から施行をされております。義務教育学校とは文字通り小中学校の区別を撤廃いたしまして1つにまとめた学校で、9年間の義務教育課程を原則前期後期に分けまして、一人の校長が運営する形でございます。一方で、小中学校の枠組みを残したままで義務教育課程9年間における教育目標あるいは目指すべき子ども像、カリキュラム等を小中学校が連携して共有する小中一貫校につきましても近年増加をしているところでございます。このことは、改定されました次期学習指導要領にある小中学校における道徳の教科化、小学校における英語の教科化に見られますように、義務教育9年間を見通した上で児童生徒の様々な資質能力を高め、そして生きる力をどう育んでいくかという視点で、とても重要な取り組みになると捉えているところでございます。文部科学省の調査によりますと、平成29年度における義務教育学校あるいは一貫型小中学校の設置状況でございますが、全国では義務教育学校が48校、一貫型の小中学校が253校、道内におきましては義務教育学校が3校、一貫型小中学校は10校ということになっております。また、道教委では、平成26年度から小中連携一貫教育実践事業を推進しておりまして、14管内で33校が3年間の指定を受け取り進めておりまして、管内では様似町がこの事業を活用しながら本年度から小中一貫校として本格的にスタートしているところでございます。当町におきましては、教育目標やカリキュラムの共通部分について、共同する取り組みであります小中連携の取り組みから始めていこうということで、平成27年度にこども園を含めました幼小中連携協議会を立ち上げまして、意見交換をしながら交流事業を中心に行ってきたところでございます。本年度におきましては、幼小中の合同の避難訓練、学習発表会への園児の見学、中学校学校際の小学生の見学、さらには体力向上に向けた幼小中における縄跳びの共通した取り組み等行動連携を中心とした取り組みを行ってまいっております。次年度からは、これらの取り組みを一步前に進めまして9年間を見通す取り組みの1つといたしまして、小中学校における学習規律の基本事項の共通化を図ろうとする他、小学校での英語の教科化に向けまして、中学校の英語教員による小学校への乗り入れ事業についても実施したいというふうに考えておりまして、現在校長会とも協議を進めているところでございます。ご指摘の通り、一貫教育は中一ギャップの解消、教員の意識改革、義務教育課程における目標達成の円滑化等々の面で多くの成果が報告されております。しかしながら、小中一貫教育は単に小学校と中学校を組織としてまとめるだけではなくて、大切なのは義務教育9年間を連続した教育課程として捉えて、そして児童生徒、学校、地域の実情等を踏まえた中で具体的な取り組み内容の質を高めていくことが肝要だと

いうふうに考えております。そのためには、先進地等の調査、研究をしっかりと行う必要がございますけれども、制度導入から間もないこともありますので他の市町村の実情、状況をしっかりと踏まえながら道教委の指定事業を活用した取り組みについても今後検討してまいりたいというふうに考えております。また、目指すべき子ども像の設定、学校運営の基本方針等につきましては、学校だけではなく地域、保護者、それらの方々との連携や共有によりいわゆる地域と一体となって進めていくことが今後ますます重要になってまいりますことから、学校と地域を繋ぐコミュニティースクールと小中一貫教育は一体的に推進していくことがより効果的であるとも考えております。そういった意味では、道内においては議員ご指摘の白老町、浦幌町がその形態を取っているところでございます。町教委といたしましては、平成31年度からコミュニティースクールの運営を目指しまして、本年度から研修研究活動を進めている訳でございますけれども、次年度以降の取り組みの参考とするために小中一貫型のコミュニティースクールを実践しております浦幌町へ管理課、社会教育課職員を今般視察もさせたところでもございます。これらのことを踏まえまして、次年度におきましては、小中学校ともさらに協議連携を深めながらコミュニティースクール構想と、小中一貫教育構想を関連付けた調査研究を進展させてまいりたいというふうに考えているところでございます。次に、校舎の改築についてのご質問でございます。ご指摘のように、町立小学校、中学校ともに建設から40年以上が経過してございますので、改築検討の時期であるということは認識しているところでございます。改築の構想にあたりましては、小中一貫教育のあり方を含め将来的な小学校運営のあり方等そういったソフト面も十分考慮しなければならないというふうに考えております。社会教育を含めました教育施設全般において老朽化が進んでおりますことから、教育委員会事務局において施設全体の改築、そして運営に関する構想計画について検討に着手してまいることになっておりますので、現段階におきまして、ご理解をちょうだいしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 但野議員、再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

（休憩 10時53分）

（再開 11時05分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に、竹中進一議員の主伐期を迎えた町有林と今後の林業政策についての発言を許可いたします。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。議長より、発言の許可を得ましたので、町有林の林業政策について一般質問いたします。新冠町の町有林は、約4000ヘクタールでその内約1300ヘクタールが人工林となっていると思いますが、この里山とここから生産される木材資源は新冠の町民全ての貴重な財産であります。質問の1点目ですが、人工

林の樹種には育てやすく生育も早いカラマツが占める割合が多いと思いますが、その多くが主伐期を迎え、現在皆伐による出荷が順次行われております。植栽された当時は、出荷時の木材相場の価格にもかなりの期待を持っていたと思いますが、その後、一時は伐採するにも余りにも相場が安く、手のつけようがないような時期もございましたが、植林当時と現在の価格についてお伺いいたします。この林が生育いたしていく過程には、野ネズミの被害やハチの類による被害、さらにはシカの角による被害等がございましたが、この頃は野ネズミやハチの類による被害はあまり聞かれませんが、これは適切な対応策が取られた結果なのか、シカの被害以外について今後もし再発生いたした際には、十分対応いたすことができる状況であるかについてお伺いをいたします。また、戦後復興時には山の木が無秩序に伐採され、荒廃した山には当時はカラマツ造林が奨励され、その当初は主に坑木や電柱材等を目的に約25年から30年生育の目途とされ相当の面積が植栽されましたが、その後、炭坑の相次ぐ閉山、コンクリートや鉄製電柱への転換等急速な資材状況の変化があり、植栽当初の様子とは大きく変化いたしてきました。各種関係機関が研究を重ね、合板や集成材、日高では牧柵等への利用が有効になり相場もかなり回復基調ですが、今後の将来性についてお伺いいたします。質問の2点目ですが、森林が持つ多様性については今更申し上げるまでもございません。今後とも里山を守り、町民の貴重な財産である町有林を有効かつ効率的に活用していくために収穫いたした山には順次植林が行われる訳ですが、主伐期を迎えるまでには相当の時間と人手が必要となります。一世代あるいはそれ以上の期間を見据え、樹種の選択や新しい林業の技術等を取り入れ後世に受け継いでいくことと思いますが、今までの植林を見ますと、ある程度成木となりつつある状況下では単位あたりの植栽本数が多いのではないかと感ずる訳ですが、下枝払い等のことも考慮しながら現在の間伐の方法が列状間伐方式ともなりましたので、木の種類や伐採の時期、利用目的により違いはございますが、今後は単位あたり何本で植栽するのでしょうか。また、補助制度等への縛りがなく、あるいは緩和措置等がありましたら単位あたりの植林本数を一昔前の数から、そしよくの傾向にして間伐の回数や労力軽減を図ることを考慮してはいかがかをお尋ねいたします。3点目。広葉樹は山の保全、製品としての高価値が期待できます。町有林のうち海岸近くにある木の生育状況はかなり厳しい状況が見受けられますが、それ以外の町有林は私達森林・林業・林産業活性化新冠町議会議員連盟でも数年間枝打ち作業を経験いたしました。生育は大変良好であった訳ですから、広葉樹の管理育成には難しいとは思いますが、最近行われるようになった天然更新造林を見据え、広葉樹の栽培に取り組むことは考えられないか伺います。また、最近、新冠町内の南部森林管理署林地でアオダモ造林が行われており、植樹にも数回参加いたしました。近隣に数年前に植樹された苗が元気に育っている様子も見ることもできました。今はバットの原材料需要が供給に追いつかず、多くを輸入に頼らざるを得なくなり原木による製品では足りずやむなく集成材としての製品化もされているようですが、成木となり製品になるまでに80年から100年と言われ1世代、または2世代にわたるような気の長い事業となり、100年

後の情勢までは確約はできないかもしれませんが、現在の状況から見て町の財産である町有林を有効に活用し、後世に大きな財産として残していくために林業政策等について、どのように取り組んでいくお考えかについてお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員ご質問の、主伐期を迎えた町有林と今後の林業政策についてお答えいたします。ご質問のありました1点目の植林当初と現在の価格の状況でございますが、農林水産省が公表している統計資料によりますと、昭和45年のカラマツ中丸太の価格は1立米あたり1万6000円でございます。これに対し、直近の平成29年11月現在の単価は、1万1900円でございます。この間、木材単価は大きく変動しておりますので価格動向について申し添えますと、昭和45年以降は、価格の上昇が続きピークとなる昭和55年には1万9100円にまで達しました。しかし、56年以降になりますと、外国産木材の輸入増加の影響等から下落が続き、平成18年には9300円まで落ち込みましたが、木材関係者らの努力もあり国産材の価値観やニーズが高まり、現在の価格にまで回復した経過にあります。また、育林過程でのネズミやハチ類による被害につきましては、以前には食害や葉が枯れ落ちる等の被害を受け、防除等の対策を行った経過がありますが、現在は特段目立つような被害は発生しておりませんので、駆除対策は実施してございませんがそのような事態になった場合は、適切に対応してまいります。また、カラマツは主に住宅用の建材や梱包材、パルプ材等に利用され、近年ではバイオマス燃料としての活躍される等多くの用途に使用されております。今後も、同様の利用が見込まれておりますが、カラマツの新たな利用価値として、一般の建材よりも強度を増し、耐熱性や耐火性等に優れるCLTへの加工技術が開発され、実証されている段階にきておりますので今後の普及拡大に期待をしているところでございます。2点目にご質問のありました植林の際のヘクタールあたりの本数につきましては、北海道が定めた日高地域森林計画の基準により、ヘクタールあたり2000本で植林しております。補助制度では1500本から3000本が採択要件とされておりますが、低密度で植栽した場合には間伐等の作業率が低くなるデメリットも想定されますので、今後につきましても2000本を基本に取り進めてまいりたいと考えております。3点目の広葉樹の植栽につきまして、議員からの提案は理解いたしますが、現実的に針葉樹から広葉樹への転換を進めるということになりますと、管理作業の煩雑化やそれに伴うコストの増大、周辺の人工林に及ぼす病虫害や野生動物による食害のリスク等様々な課題がございます。何より、これまで自然の状態を単純化して管理しやすくした状態にあるものを元の複雑な自然の状態に戻すという仕事になりますので、広葉樹の生態に関する多様な知識や体制整備が必要となりますし、技術的にも確立している段階ではございませんので、新用地の伐採後に広葉樹を植林することについては今のところ、考えてございません。なお、針葉樹を植林した急傾斜地については、皆伐における林地崩壊のリスクが考えられますので、そのような場合については広葉樹との複層林化について今後の検討課題と捉えております。また、アオダモの植栽につきまし

ては、エゾシカの食害を受けやすく育林技術につきましても確立しておりませんので、植林については控えたいと考えておりますが、国有林や関係機関が実施するアオダモ植樹祭には積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 竹中議員、再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、竹中議員の一般質問を終わります。次に、武藤勝罔議員の国保会計の法定外繰り入れについての発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 3番武藤です。1点目の国保会計の法定外繰り入れについて伺います。この点については、9月定例会でも伺いましたが、2点伺います。1点目。9月定例会で私が質問した趣旨は、国保税を引き下げる観点から一般会計からの繰り入れは継続していく必要があるのではないかという質問でしたが、町長の答弁は国、道の方針通り解消に努力する、そういう趣旨の答弁でした。しかし、10月下旬になりまして厚生労働省は、従来の方針を事実上後退させ市町村が一般会計からの繰り入れを容認する姿勢に転じました。この変化に応じて町の対応はどのようにするのかを伺います。2つ目は、北海道に対しても北海道独自の法定外繰り入れを行うことを求めるべきと思いますが、その点2点伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝罔議員ご質問の国保会計への法定外繰り入れについてお答えいたします。厚生労働省が法定外繰り入れに係る従来の方針を後退させ、市町村の一般会計の繰り入れを容認する姿勢に転じたとのことについてでございますが、平成30年度から都道府県が国民健康保険の保険者となるとともに、財政運営の責任主体となり都道府県は国が示した係数を基に標準保険料を算定し、各市町村が負担すべき事業納付金の額を確定することとなります。これにより、保険料の平準化が図られる等国民健康保険が長年抱えてきた構造的な問題である小規模保険者が多く、低所得者が多く税負担が重い等から負担軽減のために行っている法定外繰り入れが解消されることとなります。現在、北海道では平成30年度の標準保険料を算定し、市町村ごとの事業納付金概算金額を通知し、来年2月には事業納付金を確定するスケジュールとなっております。市町村におきましては、事業納付金を参考に現在の税率や収納率を考慮し、保険税の変更が必要かどうかについて判断することとなります。ご質問のあります一般会計からの法定外繰り入れの容認に転じたのではということにつきましては、市町村が実際の保険税賦課額の算定を進める上で法定外繰り入れを減額、または税率を引き上げた場合に個人単位や世帯単位の保険税に激減が生じた場合が想定されますことから、その緩和措置として市町村の判断で法定外繰り入れの維持や、長期的な視点での削減の他、前年度繰入金や基金を充当する措置を講じるよう求めているもので、また、逆に税率の引き下げにつきましても、将来事業納付金が増える可能性を想定し、慎重に対応する必要があるとされているところでございます。当町におきます来年度の概算通知でございますが、平成30年度国保税は平成28年度に比べ全

道平均マイナス11.4%に対し、新冠町はマイナス10.5%となっておりまして、一人あたりではマイナス5377円、一世帯あたりではマイナス9837円となっております。また、当町の法定外繰入金は、平成28年度実績461万円、平成29年度では繰り入れせずに執行できるような会計状況でございますが、法定外繰入金の考え方につきましては、制度の趣旨は行わないことが原則でございますが、税率の引き上げの検討時にはまずもって基金や繰入金を充てることとして一般会計からの法定外繰入金を含めて税負担の激変緩和措置を講じてまいりたいと考えてございますので、ご理解願います。次に、北海道に対しても独自の法定外繰り入れを求めることに対する見解といたしましては、平成30年度より北海道も市町村とともに保険者として国民健康保険の運営に携わることとなります。北海道は、国とともに医療費の定率を負担する義務を負っていることと併せ、国保の財政運営の責任主体となる訳でございますが、市町村の努力だけでは対応できないことも想定できますので、状況に応じまして国民健康保険連合会等の組織を通じ国や道に意見を申し上げていきたいと考えております。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、再質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、福祉灯油支給基準の見直しについての発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 2点目、福祉灯油支給基準の見直しについて伺います。この点については2年前の9月の定例会でも伺いましたが、今価格が徐々に上がってきております。北海道経済産業局の12月11日の時点で日高振興局が84円80銭になっております。ちょうど2カ月前の10月2日では74円80銭ですから10円上がっております。昨日あたりのテレビの報道でも、引き続き徐々に上がっていくというような報道もされております。町では、2年前の伺ったときには100円が目安ということで、100円以上になった場合に支給との立場を取ってきたと思えますけれども、単にその100円を過ぎたというだけでの高騰対策だけでなく、文字通りの低所得者対策としての福祉灯油に考え方を切り替える必要があるのではないかと思ひまして、1つ目はセーフティネットとして福祉灯油制度は必要で、価格に左右されずに恒常的な制度として実施すべきと思ひますが、見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝罔議員ご質問の福祉灯油支給基準の見直しについてお答えいたします。本町における福祉灯油支給事業は、高齢者及び障害者並びに一人親の非課税世帯を対象に1万円分の灯油購入券を支給することにより、経済的な負担軽減等を図る目的で実施してございます。その基本的な考え方は、暖房用灯油の高騰は国民年金収入だけの世帯や障害者をはじめとする様々なハンディを持たれる方の世帯で、国等からの支援を受けられない方は生活への影響が甚大で、生命すら脅かす問題であることから真っ先に支援が必要であるとして実施してきたところでございます。そのようなことから、実施判断の目安として価格が通常平均価格の1.5倍程度になった時や、概ね1Lあたり100円を超えた場合に事業の検討を行うこととしております。以上のことから、ご質問の価格に

とられない恒常的な福祉灯油制度を行う考えはございませんが、価格の基準等につきましては時勢を鑑み見直す検討は惜しまない考えでおりますので、ご理解いただきたいと存じます。なお、本年12月8日時点での町内販売店6社における灯油価格でございますが、1Lあたり税込み平均87円で、昨年より12円上昇している状況でございますが、今後暖房用灯油需要期を控え著しい価格変動が生じ、町民の皆さんの生活を圧迫するような事態が予想される場合には、すぐに議会とも相談の上実施の検討を行いたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、再質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 私2年前にも例として出したんですけども、管内では浦河町がこういう恒常的な対策としてやってる訳ですよ。浦河の場合の例見ますと、70円以上80円未満、これで5000円。80円以上90円未満6000円。90円以上100円未満7000円。100円以上110円未満8000円。110円以上120円未満9000円。120円以上が1万円と。こういうふうな単にその1万円突破という場合でなくて、やっぱりそのセーフティネット対策として恒常的にその柔軟な考えで支給してる訳です。ですからやっぱりこういう点を新冠でもやっぱり取る必要あるんでないかなというふうに思ってる訳です。今あの午後からも意見書を出しますけども、今医療・介護だとか社会保障制度巡るいろんな改悪されてます。今日の新聞なんか見ますと、さらに生活保護では生活扶助費削るとかそういう報道もされてて、町民の生活はやっぱり大変な状況になってきていると思うんですよね。で、そういう点で決算特別委員会なんかでも論議されて、その収納率を向上してる面もありますけども、引き続きその税の滞納だとか国保税の滞納が非常に多いと。で、そういう点からもやっぱり低所得者対策ということで町の政策をやっぱり自立させていく必要があると思うんですけども、そういう町民生活を支援する面からもやっぱり是非あの前向きに検討していただきたいと思うんですけども、その点について。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。議員おっしゃるように、町村でそういう状況を進めているのは承知してございます。ただ、管内全般的に見ましてもうちと同じような扱い方しているのがほとんどでございまして、先程の答弁とも重なりますが、価格の基準等につきましては時勢を鑑み見直す検討は惜しまない考えでおりますので、併せてご理解いただきたいと思います。また、そういう事態が生じた場合には、議会の皆様とも相談して一刻も早い対処を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、JR日高線の復旧に向けた取り組みについての発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 3点目。JR日高線の復旧について2点伺います。まず1点目ですけれども、先日あの検討協議会から資料として出されました。これはもうあくまでも検討資料ということで出されたんですけども、今後各町ごとに意見をまとめるというふう

になっております。今後の問題ですけれども、どういう方法で町の意見を集約するのか。そして、いつまでに、最初にあの協議会ではできれば年内ということを書いてみましたけども、もう年内はとつても無理だと思いますけども、いつごろまでにこの町の意見を取りまとめるのか伺います。それから2点目は、10月下旬に管内の町村会でBRTですか。この視察行っておりますけれども、その点についての感想を伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） ご質問のJR日高線の復旧に向けた取り組み等についてお答えいたします。まず、1点目につきまして行政報告でも申し上げましたが、公共交通に関する調査報告書につきましては、今後の検討資料としていただいております。沿線自治体としてJR日高線の復旧を断念した訳ではございませんので、今後の取り組みにつきましては、管内7町長及びJR北海道担当副本部長、日高振興局長、北海道総合政策部担当局長で構成するJR日高線沿線自治体協議会の中で協議を重ね、オール日高としての動きを強めていきたいと考えておりますし、JR北海道が単独では維持困難とした路線の沿線自治体との連携も必要だと思っております。ご質問のどういう方法でいつまでに町の意見を取りまとめていくか、という点につきましては、管内7町長の意見として1年を目途に結論を出す方向で確認されており、今後の沿線自治体協議会の協議過程において延びることも想定されますが、必要に応じて議会に相談、協議させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。次に、2点目につきまして、去る10月16日、17日の両日管内7町長によりJR東日本が岩手、宮城両県で走らせているBRTの現地視察を行っております。JR東日本盛岡支社でBRTを導入した経緯や、運行状況等の説明を受けましたほか、大船渡線盛駅から陸前高田駅までの間、BRTに乗車しております。BRT路線であります大船渡線及び気仙沼線の復旧延長99キロ内約4割の鉄道敷を専用道化しており、BRT導入に係る整備費は鉄道の全線復旧に必要な経費の約6割に留まっておりますが、専用道整備、車両購入等に260億円程の経費がかかっております。運行時間は、現在のところ鉄道と比べ2割から3割多く時間がかかっておりますが、運転本数は鉄道時代の約1.5倍から3倍に増え、車椅子利用にも配慮した車両構造、さらには沿線自治体から要望に基づいた新駅設置やまちづくりの進捗に応じたルート、駅位置の柔軟な変更等利便性が向上しておりますことに加え、利用者のアンケートでも好評をいただいているとも伺えます。視察の感想として、速達性は鉄道よりも落ちておりますが、利便性が図られている一面も見られます。BRTを日高線に導入するといった場合に鉄道の代替交通の1つとは考えられますが、初期投資が多額であり、公共交通に関する調査報告でもありました専用道の整備に費用を要するため、105億7000万円という額に加え、北海道は幅員や路盤等寒冷地構造となるためさらなる費用増も考えられますことから、JR北海道に費用を求めるのは現実的にハードルが高いと思っておりますし、JR日高線と国道が並行している現状と高規格道路の進捗状況、大船渡線のBRT専用線と国道併用線の運行状況を鑑み、個人的には無理があるのではと思っております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、再質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 日高線復旧存続の課題というのは、これからの北海道、日高をどうしていくのかあるいはこの地域を希望ある豊かな社会に築いていくためにあるいは子ども達に明るい未来を伝えていくためにどうしていかなければならないのかを根源的に問いかけている問題だと思っております。もう不通になって3年近くになりますので、急ぐ必要もありますけども、決してあの拙速的な結論は出すべきではないと思っております。三重県に名松線というJR路線があります。三重県の松坂市から三重県の津市、ここはあの平成21年10月の台風18号で被災して、このJR日高線と同じような被災状況だったんですね。で、それで昨年約6年半ぶりに再開しています。今町長から議会とも相談しながら進めていきたいという答弁がありましたけども、やっぱりそのためには多くの町民の声を聞く必要があると思いますし、いかに多くの人の意見を集約するかが鍵だとそういうふうに思っております。かつて静内との合併問題があった時に、私あの記憶に残っているのは多目的センターで集会開いてますよね。集会というか懇談会というか。で、その中で多くの町民が集まって静内との合併がどうなのかと、色々議論したと思いますけれども、今やっぱりああいう集会も計画すべきだと思いますし、町内の各団体、各層の代表による討論会、シンポジウム、フォーラム、講演会等あらゆる方法で意見を取りまとめる必要があると思いますが、その点についての町長の考えを伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。議員の意見を踏まえ、JR日高線沿線自治体協議会の中で協議を重ねてまいりまして、オール日高としての動きを強めていきたいとも考えておりますし、また、JR北海道が単独では維持困難とした路線の沿線自治体の連携も必要と思っておりますので、それらも踏まえまして慎重に取り進めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、再々質問ございますか。（なしの声あり） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。次に、須崎栄子議員の学校給食費完全無償化についての発言を許可いたします。須崎議員。

○1番（須崎栄子君） 1番須崎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、学校給食費完全無償化について、ご質問いたします。学校給食費については議会でも様々な議論をしてきたところですが、町長選挙の折、町長は学校給食費完全無償化を目玉施策の1つとして公約として掲げておりました。就任以来他にも無料温泉入浴券の年齢引き下げ、枚数増、そして町民との対話を大切にする行政として町政懇談会の実施等々公約を精力的に進めておられますが、学校給食費完全無償化についてもつい最近も冠中3年生による町政懇談会中学校版にも寄せられておりましたが、町民からも早急に求める声も大きく期待をしているところですので、進捗状況について伺います。また、次年度4月からの運用を望みますが町長の所見をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員ご質問の学校給食費完全無償化についてお答えいたします。学校給食費の無償化につきましては、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援するための政策で、私の選挙公約の1つでもあります。給食費を無償化することは保護者の負担軽減を図るばかりでなく、給食事業の公会計化により教職員の業務負担軽減も図ることができるものと考えております。さらに、これまで各学校がそれぞれ設定しておりました給食単価につきましても、整合性を図ることができますので発達段階に応じ栄養に配慮した安心で安全な給食事業が展開できるものと考えております。また、11月から実施してまいりました町政懇談会や先般開催されました中学生との町政懇談会においても、学校給食費の無償化の実現に関する質問をいただきまして、議員ご指摘の通り町民の皆さんの関心の高さを私も実感しているところでございます。次に、事業化に向けた進捗状況についてでございますが、私は就任後教育委員会を中心とする関係部署に学校給食費の無償化に向けた検討を指示し、これまで協議を進めてまいりましたが、既に制度設計、事業費等についての内容がまとまっており、現在若干の調整作業を行っているところでございます。無償化事業の実施時期については来年4月を予定しており、次年度事業の予算査定において最終判断してまいることとしておりますが、議員の皆様には明年1月に所管委員会を通じご説明させていただきたいと存じますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 須崎議員、再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、須崎議員の一般質問を終わります。これで、一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

（休憩 11時49分）

（再開 13時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第46号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第3 議案第46号 平成29年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出から項目ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うよう、お願いいたします。歳出の13ページをお開きください。1款 議会費 から質疑に入ります。1項 議会費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、14ページから15ページ。2款 総務費 1項 総務管理費 ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 2番椎名です。ふるさと納税の特典購入費のところちょっとお聞きしたいんですけども、今年の場合はすごくサケだとかイクラが高騰してるのと、それからあんまり出回っていないということで新冠で結構人気あるのがサケだとかイクラだと

思うんですけども、今年の分として全てがきちっと対応できるだけの数量そういうのがあるのかどうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 現時点におきましては、昨年程の寄附の金額がない、件数がないということもありまして、今年度に限って今の段階では数量は確保できております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。今と同じふるさと納税特典購入費の部分なんですけども、総務省は春に返品品の割合を3割程度にとの通達を出しています。ここでの計算は収入700万円に対し支出350万円ということで5割程となっておりますが、その指示に従った運用になっているのかどうかお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今議員ご指摘のように、総務省の通達によりまして特典購入費については3割以内ということがなされておきまして、当町におきまして今年度途中からその通達に従って3割以内に収めてございます。しかしながら、年度当初におきましては、まだ旧単価によって設定をされてたことがありまして、年度当初において特典購入を求められた方については、旧単価といいますかそういったことで、3割以上の特典購入というものが非常に多く、それを11月あるいは12月に調達するという方がいらっしゃるものですから、先に特典購入されてる方その部分については3割を超えている部分がほとんどでございます。それに加えて、送料等そういったものにつきましても、この特典購入費の報償費の中に含んでございますので、単価としては3割以内に収めてますけれども、それ以外のかかる費用についてもこの中に含めているという事で、トータルでいたしますと5割ということで計上してるものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、16ページ。2項 徴税費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。3項 戸籍住民基本台帳費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、17ページ。4項 選挙費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、18ページ。5項 統計調査費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、19ページから20ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費 ありませんか。はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） 子どもの医療費について伺いますけれども、子ども医療費を無料化ということで進めている訳でありますけれども、国の方は無料化によっていわゆるそのコンビニ受診といったようなものが増えると過剰に医療費が発生するだろうということで、そういうことでなった場合にはですね、波及増ということでみられるということでその波及増をカットすると、カットした部分は市町村で持ちなさいと、その分国庫負担金を減らしますといったような制度ができ上がってるというようなことを聞く訳でありますけれども、新冠町について波及増のことについての影響についてはどのようなことになっているのか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 子ども医療費ということでございます。まずもって、今回の補正につきましてご説明いたしますが、今回の補正子ども医療費ということで292万6000円の補正でございます。当初予算に比較いたしまして、件数は444件減るといふ見込みでございまして、ただし、医療費の単価が当初予算1692円から2117円ということで、425円1件あたりの単価が増加したということに伴う補正でございます。議員ご指摘の影響という部分につきましては、確かに無料化ということで受診しやすくなるということで、コンビニ受診というようなことも想定されますが、この部分につきましては、やはり早期発見、早期治療という観点から子ども医療費無料化ということを拡大した訳でございますので、正確なその分析ということには現在ご説明することはできませんが、予算に対しましては、その動向を見ながら補正しているという状況でございますのでご理解願います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） 説明にも件数が減ったというふう聞いてましたんで、波及増の心配はないのかなというふうにも思っていましたけれども、この新冠町のような町がですね、波及増等を見られるという状況は、どういった状況になった時に波及増と見られて国庫の負担金を減らされるということになるのか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 国庫負担金の減額分についてでございますが、国保会計におきまして、この国の定める部分に独自上乘せということでございまして、その部分については減額されるという制度になってございます。こちらの部分につきましては、平成30年度からその波及減額対象がですね、ちょっと今資料ございませぬが緩和されるということでございますので、減額分は少なくなるというようなことになってございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、21ページ。2項 児童福祉費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。19節の施設型給付費63万1000円について、質疑をさせていただきます。説明では、町内在住の幼児がマーガレット幼稚園、それから静内幼稚園、厚賀保育所に通うことで発生する負担金という説明があった訳ですけども、そのような幼児それぞれの施設で何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） お答えいたします。町内在住の幼児がマーガレット認定こども園、静内幼稚園、厚賀幼稚園に通うことで発生する負担と。その幼児は何名いるのかというご質問に対してお答え申し上げます。11月までの各施設における月平均利用人数でございますが、マーガレット認定こども園が6名、静内幼稚園が11名、厚賀幼稚園が1名、合計18名の児童が通園してございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） それぞれの人数については了解をしたところでございます。それである、公定価格の変更が今回の補正理由という説明があったところでございます。この公定価格はどのようにして決まるのか、そしてですね、あの公定価格の負担割とこの時期になぜ公定価格が変更になったのかお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） まず1つ目、1つ目公定価格はどのようにして決まるのかという質問についてお答えいたします。公定価格というのは、国が定めた価格のことで、各施設の利用定員数、副園長を含めた職員数、給食の提供の有無、送迎バスの有無等により国が定めた基本額や加算率等から算出されるものでございます。次に、2つ目のなぜこの時期に公定価格が変更となったのかというご質問でございますが、例年人事院勧告に伴い公定価格が決定されており、12月中に決定通知が交付されることになっている訳でございますが、現時点ではまだ通知を受けておりませんので、見込みで補正してございます。なぜかと申しますと、通常は児童の利用人数の減少により減額補正することが多く、3月の精算時に対応することとしておりましたが、今年度は現時点において当初見込みに対する利用人数の増減が特になく、このままでは1月分までの給付費しか支給できなくなることから、公定価格の増額を見込み、この度増額補正させていただくというものでございます。計算式は単純ではございませんが、大まかなことを申し上げますと、国が2分の1、道が2分の1、町が4分の1、こういう割合になってございます。

○議長（芳住革二君） はい、坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 訂正願います。国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1ということになってございます。すみません。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） はい、わかりました。それでですね、この公定価格の算出については定員数だとか、加算だとかいろんな部分があると思うんですけども、その施設ごとの公定価格が違ってくるといことですが、認定こども園ドレミの公定価格についてはいくらになっているのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 本年度は、そういった事例、要するに町外の方がドレミ園を利用しているということで、そういう利用者がいないので今年度はありませんけれども、平成28年度のを参考にいたしますと、これは0歳児になりますけれども、公定価格の方は16万6970円と試算をしまして、それから利用者負担を求めるとい形をとっております。計算式の方で算出しますと、それぞれの数字が出るんですけども、今のは0歳児が大体16万ぐらい、それから1歳児、2歳児につきましては10万、3歳につきましては4万5000円程度、4歳児につきましては3万7000円と1号認定それぞれ違いますけれども、大体あの計算式でいれるとこれぐらいの金額で出るといことになります。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、22ページ。4款 衛生費 1項 保健衛生費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。保健衛生総務費の19節新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金275万2000円について、質疑をさせていただきます。本運営負担金については、医業の収支不足だとか当初見込額が増加したことだとか、それから出生割、受診割等から協定に基づく額の確定による負担ということは理解をしたところでございますけども、どのくらいの妊婦さんが新ひだか町立病院を利用されたのかお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 受診状況ということでございますが、ただ今手元の資料でございますね、妊娠の届出時に窓口で受診先の希望を聞き取りしたというところの状況でございますが、妊婦さん全体の中で、日高管内ということで回答された割合でございますが、平成24年度が4割弱でございました。河野産婦人科が閉院しました平成25年度では2割半ぐらい。新ひだか町立病院婦人科の開設をいたしました26年度には4割台に回復いたしまして、平成28年度では5割を超えてきたというような状況になってございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 今28年度は5割を超えたということですけども、実人員はどのぐらいいらっしゃるのかわかりますか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 平成28年度の実人員でございますが、届出数が45件の内23名ということでございました。日高管内がですね。率にいたしますと、51.5%ということでございます。それから、この内日高管内ということですので、浦河日赤病院の受診希望ということで、2名含まれておりますので、実質は21名ということになります。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、同ページ。3項 水道費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、23ページから24ページ。5款 農林水産業費 1項 農業費 ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） はい、椎名です。この農業委員会、農業委員費の中で、旅費がこれ6万円程マイナスなんですけども、特別旅行ってこれどういう旅行で、参加者が少なかったというこの人数とそれからその後の出席しなかった人の対応。自分も農業委員をやったことあるんですけども、やっぱりこういう研修というのはね、やっぱり全員が参加して研修すべきであって、これを行かないということは自分の責務を果たしていないということになるのではないかと思いますけども、そのことについて。

○議長（芳住革二君） はい、田村農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村一晃君） お答えいたします。減額の内容といたしましては、5名分の特別旅費でございまして、その5名の内訳については事務局長を兼務していた当

時産業課長職員1名分と、4名の委員さんの分を不用額として減額したものでございます。議員ご指摘のとおり農業委員会の委員さんの資質向上のための研修で、皆で決めた研修でしたが、当日実施の際には委員の欠席理由を聞いてみますと、出産を控えてる者、それと家族の手術の同行、軽種馬の伝染病対応でございまして、職員と妊娠中の者2名についてはしょうがないと思いますけども、議員の指摘のとおりに行う研修ですので、我々事務局として調整と配慮足りなかつたということで反省しております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） ただいまの同じ部分ですけども、そういう研修に出席できなかったという理由として、本来ですと行かなきゃならないということになりますけれども、現状特に農業委員ですか農業に従事する人達が主だと思います。そんな中で、人手不足の状況にある農業関係者の中から出てきてもらっているという部分もあります。農業委員を選考するという地域でも選考する段階において中々担い手がいないという状況も現実に出てきているのも事実だと思います。ですから、余裕のあるその家庭、事業主出ないところから出てきている場合も多くなってきているので、この研修というものも少しそういう委員の人達に負担のかからない内容についても考えてみるべき時期、状況なのかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、田村農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村一晃君） 委員会の中で、そのような意見も聞きながらですね、そのような状況も踏まえまして再度検討してみたいというふうに考えております。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。ないようですので、25ページ。2項 林業費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、26ページ。3項 水産業費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、27ページ。6款 商工費 1項 商工費 ありませんか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 9番秋山です。新冠地場産業の開発事業内容を具体的にお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） お答えさせていただきます。本件の事業主体につきましては、現在店舗を構えている訳ではございませんが、鮮魚を主に販売されている方でございます。農業・漁業の振興を図るため、あるいは観光振興に結びつけたいといったことから、地場産のピーマン及び海産物を使用した新商品の開発のために必要な資材の購入、研修等行い、6次化いった部分につきましても目指していきたいといったものでございまして、内容といたしましては、ピーマンの粉末を利用いたしまして水産加工品かまぼこ、タコザンギ等の商品開発を行いたいということでございまして、加工に要する備品あるいは研修研究費等の事業費といたしまして288万円、これが総額となっております町での支援につきましては、新冠町地場産業開発研修事業補助金交付規則というものを定めているところでございまして、この制度直近ではピーマンのソフトクリームの商品開発といった部分

にも補助した制度でございまして、この規則に基づきまして補助率が事業費の3分の2以内限度額100万円ということで、今回町の助成を行おうとするものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） はい、椎名です。今の関連の質問をいたしたいんですけども、ピーマンの方はわかりましたけども、今新冠では地場産品を全国、それから東南アジアの方までも発信をしていくということで、新冠産の坊ちゃんカボチャについて今作付も増えてきているところであります。去年は1万個の目標の内の2000個ぐらいしかなかったんですけども、今年度は1万個の目標で今年は8000個のA規格のものが取れまして、もう少しで1万個の目標を達成できるなと思ってます。これはA規格と申しまして、9センチから11センチの大きさのもの。これをカボチャグラタンということで今苦小牧の方の会社で作っていただいています。それから11センチから大きいもの、これを一応規格外。それから9センチ以下のものも一応規格外になっているんですけども、規格外でも単価的には悪くないんですけども、それを苦小牧の会社では全てを買い上げるという計画ですけども、中々それを他のものに開発する、スープにするだとか、今はグラタンを作ってるんですけども、その他のカボチャの粉末を作って何かを作る、そういうことをやってるんですけども、あの新冠の中でそういうカボチャを収穫して貯蔵はしてあるんですけども、それを皮をむいたり種を取ったりして保管するというか、そういう仕事を隣町にお願いしてやってもらってるのが現状でありまして、それを町内で6次化を目指してやるのにはやっぱりそれに使う冷凍庫が欲しいとか、カッターが欲しいとか、皮むきがほしいとかそういう施設をつくる際にはこういう補助金が出せるのかどうかを伺います。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） そういった部分につきましては、具体的になった場合にご相談いただければ、そういった中で判断していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、28ページ。7款 土木費 1項 道路橋梁費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、29ページ。2項 河川費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、30ページ。3項 住宅費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、31ページ。4項 下水道費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。8款 消防費 1項 消防費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、32ページ。9款 教育費 1項 教育総務費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。2項 小学校費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、33ページ。3項 中学費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 中学校費の15節、ここには直接はないんですが、中学校の関連する部分としてトイレの改修について、先日中学校の方にかかれて3年生と懇談したということで、大変すばらしい取組みだなというふうに思っていました。その中でトイレの改

修の要望があったということで聞いております。この質問ですけれども、してよろしいでしょうか。学校の施設それぞれ老朽化しているということで、長期的な展望に立った考え方もされてる、当然そうだと思いますが、トイレに関してはやはり毎日使用する部分ですから、そういった要望にある程度すぐに要望に応えるような形になっていくのかなというように思いますけれども、何年か前からの要望も出ていた部分であったと思いますので、この分についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 昨年度、その前の年から中学校の方からトイレの改修についての希望は出ておりました、教育委員会としてもその都度予算協議の際に、色々お話をさせて頂いてきておりました。本年もそのように色々話をしていたんですが、6月の時に新冠中学校の防水改修工事をしておりますけれども、生徒玄関と技術室から雨漏りが発生している状況がありまして、取り急ぎこれをやらなきゃならないということで1200万程度の改修工事だったんですけれども、これをまず行うことといたしました。トイレの改修工事につきましては、議員ご指摘の通りこの間の中学校の懇談の中でも生徒から強い要望が出てまして、それも受けまして町長からも前向きに検討するというので返答しておりますので、今後その整備につきましては色々協議をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） はい、椎名です。また同じようなところで工事請負費の中で、中学校のグラウンド改修工事。このグラウンドの改修工事は今年やったんですけれども、まだ水はけが何か悪いようで雨が降ると奥の方は良いようですけど、手前の方というか国道側の方がいつも水たまっている状態でそこが低いからたまっているのかどうかかわからないけども、それをさらにきちっとして水のたまらないようなグラウンドにしたらどうかなと思います。それから、先程中学校の防水加工のところですけれども、自分も見せていただいたけどもすばらしい防水加工ができて、暫らくもつんじゃないかなというふうに考えております。そのグラウンドの低いところきちっともう少し土を入れて、平らにして水のたまらないようなグラウンドにしてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） これにつきましても、本来であれば中学校のグラウンドにつきましても、暗渠等の整備を進めましてそれで水はけを良くするということが本来的な工事なんですけど、中学校それから小学校の建設の問題だとか、そういったことがまだ整備されていない状況になってますので、今回につきましては黒土を5センチ入れると。そして、不陸調整をする。また、表面の水が排水口を通して流れるような形をとっております。最低限なことをさせて頂いたということですのでけれども、これからは、例年転圧をかけたたり、それから土を入れたりということで調整をしていきますので、そういったことでの調整をグラウンドの状態を保っていききたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思

います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。なければ、先程質疑がありました答弁漏れがございますので、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 先程堤議員から子ども医療費に係る質疑の中で、国保の減額調整に係る答弁の答弁漏れがございましたので、改めて追加させていただきたいと思えます。国保の減額対象ということでございまして、国保の自己負担の部分に係るものがございますが、未就学児は2割が自己負担でございます。一般は3割負担と。この部分について、医療費の助成を行っている部分について、国交付金の減額対象となる訳でございますが、この中で30年度より減額対象とならないというふうにお答えしました部分につきまして、その対象が未就学児までの部分につきまして30年度から国保の減額処置を行わないこととなりましたという部分を追加させていただきたいと思えます。

○議長（芳住革二君） 堤議員いいですか。はい。そのほかないようですので、同ページ。4項 認定こども園費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、34ページ。5項 社会教育費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、35ページ。6項 保健体育費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。11款 公債費 1項 公債費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、歳入に入ります。戻って、8ページをお開きください。質疑は、ページごと一括して行います。8ページ、1款 町税、12款 使用料及び手数料、13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、9ページ。2項 国庫補助金、3項 国庫委託金、14款 道支出金 1項 道負担金 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、10ページ。2項 道補助金 3項 道委託金 16款 寄附金 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、11ページ。17款 繰入金 19款 諸収入 3項 貸付金元利収入 4項 雑入 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、12ページ。20款 町債 1項 町債 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、歳入歳出全般にわたって質疑ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） この度の補正の中の人事院勧告による部分ともう1点は燃料代高騰による部分のトータルではどれくらいになるのか。その人事院勧告の部分ではトータルでは説明もありましたけども給料ですとか、手当ですとかあるでしょうけれども、そのあたりもちょっと内容についてご説明いただければというふうに思います。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 大変お待たせいたしました。まず、人事院勧告に伴う人件費の補正の関係でありますけれども、今回一般会計それからその他特別会計含めまして、人事院勧告による影響額につきましては、トータル782万8000円でございます。この内給与、これが112万1000円、手当で334万9000円、共済費313万円、負担金22万8000円、トータル782万8000円となっております。それから、今回燃料費の補正もそれぞれの科目で挙げてございますけれども、一般会計における燃料

費高騰による追加分につきましては、合わせて542万1000円ということになってございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） あと2点程質問あります。ふるさと納税のところに関する部分になりますけれども、返品品主な目玉が海産物という関係で、しかし海産物最近不漁が続いていますし、その状況がまだこの先も続くかもしれないというところでは、それに変わる目玉というのでしょうか。そういう部分も少し考えていかなきゃいけないかとも思います。既にある返品品の中から、少しく付加価値をつけてそれを目玉にするだとか色々あると思いますけれども、その辺の考え方ももしありましたらお願いしたいのと、もう1点は有害鳥獣の部分でありますけれども、今年の捕獲の中で、罾とライフルと両方あると思いますが、その辺の数字的な部分とそれから、実際どれぐらい今年のこの時期、今年は前年対比でどれぐらいの割合で増えているのか、その辺りもしありましたらお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 1点目ふるさと納税に関してお答えをいたします。今議員ご指摘のように、当町の主力になりますのはやはり海産物ということになってございまして、昨年度、一昨年度とイクラ、サケ、この辺がやはり売れ筋の商品ということになってございます。今年度においても同様のことが言える訳であります。価格の変動が非常に大きいということもございまして。さりとて、当町において現在43品目程用意してございますけれども、それに替わる物というのも中々見当たらないのが実態でございますし、国による3割という制限の中では中々有望な商品がないというのも実態であろうかというふうに考えてございます。しかしながら、現在のふるさと納税の考え方につきましては、返品品を目当てに寄附をするということではなくて、本人が応援をしたい自治体、その政策に対して寄附をするという本来の目的に変わってきつつあるというふうにも考えてございますので、当町においてはレコードと音楽によるまちづくりあるいは強い馬作り、そういったものを前面に打ち出してそれに対して寄附をいただくような方法を今検討している最中でございますので、商品ありきということではなくて、町の政策、これを前面に出して支援をしていただきたいということに切り替えていきたいというふうには考えてございます。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） ご質問の1点目でございますが、罾とライフルの関係でございます。今年の調査時点、私の持っている資料が9月末ではございますが、総数で1374頭。これは罾とライフルの合計でございます。このうち、くくり罾で捕獲したものが227頭で、割合にしますと16.5%が罾による捕獲ということでございます。それから2点目でございますが、こちらの数字は10月末現在の数字になります。10月末現在で、今年が1510頭捕獲してございまして、昨年と同じ時期に比べますと110%。10%多くとれているという実績でございます。この10%を多くなっているという見込みで、今回予算の方を増額させていただいたということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。歳入歳出全般にわたってありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これで質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第46号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第47号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第47号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第47号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第48号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第5 議案第48号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第48号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第6 議案第49号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第49号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第49号

は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
○議長（芳住革二君） 日程第7 議案第50号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第50号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
○議長（芳住革二君） 日程第8 議案第51号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第51号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
○議長（芳住革二君） 日程第9 議案第52号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。はい、荒木議員。
○5番（荒木正光君） 5番荒木です。19節医療連携負担金1770万9000円について、質疑をさせていただきます。本負担金につきまして、新ひだか町立病院と三石国保病院の病棟運営に伴って発生する収支不足額を協定に基づいて確定額の支出だということでございます。この件については分かりますけども、どうも腑に落ちない点もあります。今回は、補正予算でもございますし、仕方なく理解はすることといたしますが、この負担金いつまで続けていくのかお聞きをいたします。
○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。
○副町長（中村義弘君） 医療連携負担金につきましては、診療所の休床化にあたり、新

ひだか町へ入院のお願いをしたところから始まっております。そういう中で発生したのがこの医療連携負担金なのですが、この負担金そのものを取りやめるということになりますと、協定にあたっては町と町、議会と議会という大きな枠組みの中でそれぞれ協議されて決められたものでございますから、やめるにあたっての大義名分、例えば有床化に戻すというふうなですね、ことがない限り負担金の発生は続くのかなと考えております。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 今副町長の答弁でも、有床化に戻すまでというふうな答弁でございますけれども、町長は町民の強い要望を受けてですね、診療所に入院することができない町民の不安や不満を払拭するために有床化の再開に向けて鋭意努力をされていることは十分理解をしているところでございます。病床再開にあたっては、医師だとか看護師の確保をはじめ、色々ハードルの高いものがあるというふうに思います。町長はじめ関係者の努力があつて、もしかすると来年実現するかもしれません。4年、5年かかるかもしれません。はたまた、未来永劫実現できないかもしれないという状況であるんですけども、いずれにしても、有床化再開に向けて慎重に検討すべきことだと思つているところでございます。そこでですね、本負担金これ平成27年度、28年度で約3450万円。それから、本年度当初予算と今回の補正予算で4010万9000円。お聞きしますと次年度は約3000万円ぐらいというふうに聞いているところでございます。先程副町長が答弁したとおり新ひだか町との決め事であり、そうたとえばそれまででございますけれども、これだけの負担金の病床再開まで毎年負担することはいかなものかなというふうに私は思つているところでございます。毎年ですね、数1000万円ものですね、負担金を支出するのであれば、既存事業の拡充だとか、新規事業に回すべきと私は思つています。本年度の第1回定例会私はおりませんが、予算審査特別委員会で負担金の問題について紛糾をして、否決までいっているという部分もございまして、過去の議事録を色々拝見すると問題の多い事案というふうに私は認識しているところでございます。そこでですね、1度協定締結したものを破棄するということは説明があつたとおりならないというふうに思いますが、新年度予算編成までですね、両町の理事者同士でお話し合いをしてですね、廃止には難しいと思うんですけども、今後に向けた協定の見直し等についてできないのか見解をお聞きしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 今お話がありましたように、平成29年度新年度予算の予算審査特別委員会の中で1度は否決された1件もございまして、今いただいたご意見等参考にいたしまして、事務方のトップとしてまず、私の方から新ひだか町に申し出てみたいと思つておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 私からもということになるかどうかあれですけども、同じ部分なんですけども、今副町長の答弁もありましたので、その答弁で理解をするところです。加えま

すと、新ひだか町の町民あるいは町民の代表からもこの新冠町からのこの部分について、本当にいいんだろうかという声もあるやに聞いておりますし、やはり見通しに限らず期限を考えておくべきでないかというふうに私も思い、改めてお伺いするところでございます。まずそれ1つ。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 新ひだかへの申し出の際には、今いただいたご意見も参考にさせていただきますまして申し出てみたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 診療所の受け付けの時間。今度は今までよりも3時間早めて5時半からということでお知らせがありました。おそらく町民から、利用者からそういう声があった。それに応えるものそういうものだというふうに思いますけども、そのあたり説明いただければと思います。

○議長（芳住革二君） はい、杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 受付の時間の延長ですね。先に延ばしたということなんですけども、こちらの方は患者さんの要望がそれなりに多くございまして、毎日混んでいる訳ではございませんけども、比較的混む木曜日、金曜日の時間帯で応援の先生を呼んでおります。この先生方は、午前中診療が多い訳なんですけども、この時間帯で患者さんをさばくためには受付業務を早くして、診療を早める訳いかないんですけども、そのための諸準備のために受付時間を延長いたしました。そのほか、どうしても受付の開始時間である8時半にこれない方々も多くいるというような要望もございましたので、町立の診療所としてサービスを拡大すべく5時半からということで延長したものでございます。

○議長（芳住革二君） 武田議員、補正予算なので今運営上の方の関係で質疑してるんで、ちょっと議題から外れてると思いますので気を付けてください。ほかにありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第52号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

（休憩 14時00分）

（再開 14時15分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第10 発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武藤勝罔議員。

○3番（武藤勝罔君） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について、提案申し上げます。7日の全員協議会でデイサービスセンターの運営が困難な状況になっているとの報告がありましたが、今新冠に限らず医療・介護は全国的に大きな苦難を強いられています。今回提出の3本の意見書は密接に関連しています。地域の医療・介護を守るため、切実に求められているものです。それでは、1本目の意見書について提案します。医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため働き続けることが困難な状況になっています。長時間勤務や休息もできない勤務間隔、介護施設での1人夜勤等労働者だけでなく、患者、利用者の安全と尊厳が脅かされる事態になっています。以上の趣旨から、次の3点を要望します。1 医師、看護師、医療技術職、介護職等の夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。2 安心・安全の医療・介護を実現するために医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること。3 患者、利用者の負担軽減を図ること。以上が、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提案理由です。ご審議の上、提案どおり決定されますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第9号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 提出者に対してお聞きします。当町においての労働時間の実態はどのようなになっているのか具体的にお聞かせ下さい。

○議長（芳住革二君） もう一度ちょっとはっきりお願いします。

○9番（秋山三津男君） 夜勤労働時間の体制の意見書ですので、当町においての労働時間帯はどのようなになってるのか提出者にお聞きしたい。

○議長（芳住革二君） 当町の夜勤勤務の状態ですか。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 当町の状況については把握しておりません。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 把握していないってことですので、それじゃこの意見書の中に書いてあるILO看護職員条約・勧告・EU労働時間指令等の国際基準とはどのような内容なのかお聞かせください。

○議長（芳住革二君） 国際基準と町の実態というその比較のことですか。内容ですか。はい、武藤議員。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 賛成者の10番竹中でございます。当意見書は、各自自治体ごとに提出を求められる意見書ではなくて、国がこういった医療・介護に関する予算が、例えば2014年度ベースで医療費介護を合わせると50兆円を超えるような状況にもなって

きている。新冠町のみの問題ではなくて、国全体として財政当局は何とか予算を縮めたり。しかし、現場ではこういったあの厳しい条件があるんだってということをお互いに理解し合って、賛同いただけるそれぞれの議会に賛同いただいて意見書を提出したいというような意向でございますので、そのようなことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 意見書を提出するのであれば、意見書部分の内容を説明すべきだと私は思います。ですから、せめて国際基準だけでも説明願います。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） ただいま手元にございませぬので、後日となると思ひますけれども各議員さんに内容についてお知らせすることでご理解をお願いできないでしょうか。

○議長（芳住革二君） 秋山議員それでいいですか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 反対する訳にもいかなぬから賛成にはなるんでしようけど、せめて意見書出すんでしたら内容を調べた上で提出をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提出者以上のことですので、十二分に考慮して提出願ひたいと思ひます。ほかにありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれ関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発議第10号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第11 発議第10号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者武藤勝岡議員。

○3番（武藤勝岡君） それでは、2本目の診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書について提案申し上げます。公的医療保険の医療行為や薬の価格である診療報酬の来年4月からの改訂をめぐる議論が活発化しています。前2回のマイナス改訂により、地方でも都市部でも少なくない医療機関が経営困難になり、医療現場に矛盾とゆがみを広げています。国民の健康を守るために公的医療の果たす役割が高まっています。国においては、地域医療守り国民医療の充実を図るため、次の3点を要望します。1 診療報酬の連続引き下げは行わないこと。2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実、確保を図ること。3 地域の医療需要を満たす医療体制を構築すること。以上が、診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書についての提案理由です。ご審議の上、提案どおり決定されますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより発議第10号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、発議第10号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれ関係機関に提出することといたします。

○3番（武藤勝因君） 介護保険制度の見直しを求める意見書について、提案申し上げます。現在、介護保険制度の見直しの検討が進められていますが、利用者からはサービスを減らさざるを得ない等の悲痛な声が寄せられています。サービスの削減、負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。行き届いた介護保険制度実現のため、次の4点を要望します。1 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。2 家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設等の整備を早急に行うこと。3 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。4 以上を実現するために政府の責任で必要な財源措置を図ること。以上が、介護保険制度の見直しを求める意見書についての提案内容です。ご審議の上、提案どおり決定されますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第11号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、発議第11号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれ関係機関に提出することといたします。

◎日程第13 会議案第11号 閉会中の継続調査について

日程第14 会議案第12号 閉会中の継続調査について

○議長（芳住革二君） 日程第13 会議案第11号 日程第14 会議案第12号 閉会中の継続調査について 以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会・社会文教常任委員会・議会広報常任委員会・議会運営委員会の各委員長から所管事務調査等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会議案第11号及び会議案第12号は、各委員長からの申し出のとおり継続

調査することに決定いたしました。

○議長（芳住革二君） これをもって、本定例会に付議されました。案件の審議は、全て終了いたしました。閉会にあたり、鳴海町長から、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本年最後となる第4回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今定例会に提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議の上ご決定を賜りましたこと、また、平成28年度一般会計をはじめ、各特別会計の決算について認定を賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。また、4月23日に執行されました新冠町長選挙におきまして、町民の皆様方をはじめ関係各位のご支援と心温まるご口上を賜り、当選の榮に浴し、5月1日付をもちまして町政を担わせていただくこととなり、心から感謝申し上げますとともに、議員各位におかれましてもご支援、ご協力を賜りましたことにつきましてこの場をお借りし改めてお礼申し上げる次第でございます。今年1年を振り返りますと、本町の基幹産業であります第一次産業において、軽種馬生産では北海道市場での販売実績で繰り上げ率及び販売額ともに前年度を大きく上回る結果となり、また、農作物にあっては基幹作物であるピーマンの販売額が生産開始から初めて7億円を超えるなど明るい話題がある一方、漁業では秋シャケをはじめ、主要魚種でありますタコ、ホッキ等についても漁獲量、販売額とも昨年を下回る結果となっております。教育文化においては、レ・コード館が開館20周年を迎えた本年、全国各地から寄贈いただいたレコードが当初の目標であった100万枚に達成いたしましたことから、寄贈の受け付けにつきましては一通りの区切りとさせていただきます。今後は、寄贈されましたレコードの有効活用に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今、日本国内においては、好調な株価の上昇やいざなぎ景気に並ぶ好景気にアベノミクス効果があらわれているとの評価もありますが、これは都市部や大企業における現象であり、地方や中小企業においては未だ実感できるものではなく、実質賃金の減少や個人消費の伸び悩み等行く先は不透明と言わざるを得ない状況にあり、さらには急速な人口減少、公共インフラ維持等の将来の課題も山積しております。このような中で、子や孫の世代まで安心して住み続けられる元気で生き生きとした、個性豊かな町を築きあげていくためにも、町民の声が活かされる行政、わかりやすく公平公正な行政、町民と行政との協働のまちづくり、この3点を基本に思いやりと笑顔にあふれた新冠の実現のため、職員一丸となって全力で町政を推進してまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本年も残すところわずかとなりました。議員各位におかれましては、ご家族お揃いで希望に満ちた新年を迎えられますよう心からご祈念申し上げます年末のご挨拶とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 第4回定例会の閉会にあたり、私からも一言をご挨拶を申し述べさせていただきます。本年も残すところ2週間余りとなりました。特に緊急の案件がない

限り、本日をもって納めの町議会といたします。本年は、鳴海町政スタートの年であり、新たなまちづくりの始まりに多くの町民が期待を抱き、また温かい、明るいまちづくりに町民の多くが信頼と希望を抱いていることと思います。また、私たち議会も大きな期待を寄せているところです。今年1年を振り返りますと、少子高齢化、人口減少といった社会問題は多くの市町村が抱える問題として未だ解決の糸口を見つけることはできず、また、これらの社会問題は、保健・福祉・医療の問題をより一層解決困難なものとしています。そういった社会情勢の中において、日本経済は株価がバブル崩壊後の最高値を更新するなど経済の力強さは継続しており、本町においても基幹産業である一次産業では、軽種馬販売が前年度比28%増の17億8913万円を記録し、また、蔬菜の基幹作物でありますピーマン販売額は昨年の販売額を上回る7億3993万円の過去最高額を記録するなど、私たち地域経済においても明るい兆しを感じることができるまでになっています。このような中、新たなまちづくりを推進する鳴海町政においては、地域の課題を的確に把握し、解決に向け一つ一つ着実に進めていくことが今、求められていると考えます。その過程では、私たち議会も状況を聞き、意見を述べる場合があります。また、報告を受け意見を求められることもあることと思います。行政と議会そして町民が力を合わせることで一人でも多くの町民が新冠町を愛し、住んでいてよかったと感じるまちづくりができるのだと考えています。行政をつかさどる理事者をはじめ、職員の皆さんにおかれましては、今後とも町民の幸せと住みよいまちづくりに身を挺してご尽力下さることを期待しております。私たち議員も、課せられた責任と町民の付託に応えるべく、議員としての資質をさらに高め、議会人として清新で活発な議会活動・議員活動に、より一層の努力をしまいたいと存じます。最後になりましたが、町民各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、閉会に際してのご挨拶といたします。お諮りいたします。本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、平成29年度第4回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) ご異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（芳住革二君） これをもって、平成29年第4回新冠町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(散会 14:50)

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員